

## 7 確かな連携のために

### (1) 保育所・幼稚園・認定こども園と小学校の連携活動の充実

保育所、幼稚園、認定こども園は、保育指針、教育要領、教育・保育要領において、また、小学校も学習指導要領において、幼児教育との小学校教育との円滑な接続のため、互いに連携・交流の機会を積極的に設けるようにすると明記されています。

「乳幼児教育ビジョン」基本方針「2 保育所・幼稚園・認定こども園と小学校、中学校の連携の充実（2）乳幼児期の学びと育ちをつなぐ連携活動の充実」の中でも、以下のことを示しています。

保育所・幼稚園・認定こども園、小学校の連携には、それぞれの経験と育ちを知り、滑らかな段差にして「子どもの育ちをつなげる」ために、互いにねらいを持ち、学びのある「互恵性のある連携活動にする」、保育者と教員等が互いの教育を理解し合い、「乳幼児教育と学校教育をつなげる」ように取り組みます。

幼児期から児童期にかけての接続期は、その発達を理解した上で、個人差に配慮し、それぞれの子どもの育ちを基本としてつなげる必要があります。

保育所では「保育所児童保育要録」、幼稚園では「幼稚園幼児指導要録」、認定こども園では「幼保連携型認定こども園園児指導要録」（以下、要録という）を小学校へ送付し、子どもがどのように育ってきたか、どのような経験をしてきたか、など一人ひとりの育ちや経験をつなぎます。

また、子どもにとって小学校へ行くことは、不安や戸惑いもありますが、期待も大きいものです。小学校と保育所・幼稚園・認定こども園の学び方の違い（遊びの中の学びから教科学習、緩やかな生活から時間で区切られる授業等）からくる不安を解消するため、その段差を小さくする必要があります。また、保育所・幼稚園・認定こども園で年長児として活躍してきた子どもたちが1年生になった途端、できないことを前提として、最年少として扱われるという段差も解消すべきです。

しかし、段差は全くない方がよいのではなく、新しい環境への期待や「自分は大きくなったんだ」という自覚を大切にし、乳幼児期につけた力が発揮できるゆるやかな段差が必要です。小学校の先取りでもなく、保育所・幼稚園・認定こども園の延長でもない、子どもの発達に合わせたゆるやかな段差になるよう取り組みます。

5歳児から1年生までの接続期においては、その段差が高すぎることもなく、低すぎることもなくゆるやかな段差となり、期待と喜びを持って小学校へと接続できるよう、本カリキュラムの中では、年間を通じて連携活動が各連携協力園・校で行えるよう年間計画の作成を進めています。各連携協力園・校の計画の中に連携活動が位置付けられ、単発ではなく継続し、互恵性のある質の高い連携活動になるよう推進します。

#### 【保幼小連携活動の推進のために】

- ◎各協力園・校に「保幼小連携担当」を置き、連絡・調整を行う。
- ◎4月には、各協力園・校同士で連携活動年間計画を作成する。実施後、評価も行う。
- ◎それぞれの協力園・校の保育者・教員が、互いの乳幼児教育・教育を知るために見学に行く等、互いに行き来する（1時間だけ見る、小学校の夏休みに保育体験、打ち合わせを園・校の両方でも実施する等の工夫をする）。
- ◎保育者・教員による連携活動の事前の打ち合わせも重要だが、振り返りは最も重要であり、次の活動に向けた話し合いの場でもある。子どもの姿を共有し、それぞれのねらいが達成できるように環境、援助（指導）の方法などを検討する。
- ◎連携活動の記録（写真、子どもの言葉、子ども自身の描いた絵や文等）を取ることで、保育者・教員の振り返りにもなり、次年度への引き継ぎにもなる。

参考記入例

※記載してあります年間計画は一例ですので、連携園・校ごとに年間計画を作成してください。

保幼小連携活動年間計画「まいづるカリキュラム 015」

〇〇園  
〇〇小学校

連携協力園・校で年間を通じて連携していくための計画様式

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
〇〇園 (5歳児)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年長児になった喜びや意識を持ち、自覚して行動しようとする</li> <li>・自分の思いや考えを言葉で伝えようとするともに、相手の言葉や表現から、その思いや考えに気づくようになる</li> <li>・春の自然やダンゴ虫、カタツムリ、ザリガニなどの身近な動植物に興味を持ち、触れたり、世話をしたりする中で、その特徴や特性に気づく</li> <li>・戸外で十分に身体を動かして遊ぶ</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・友だちと目的を持って考えたり、試したり工夫したりして遊びや活動を楽しむ</li> <li>・自分の思いや考えを言葉で伝え合う中で、友だちの話を聞いたり、思いを受け入れたりするようになる</li> <li>・水、砂、泥、泡などの素材や身近な自然に触れ、その面白さや不思議さを感じたり、その特性、特徴をいかしながら遊ぶことを楽しむ</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標に向かって自分の力を発揮し、協力し合って達成する充実感を味わう</li> <li>・友だちと考えを出し合ったり、話合ったりしながら、遊びや生活をすすめていく楽しさを味わう</li> <li>・ルールのある遊びを自分達で進めることを楽しむ</li> <li>・ドングリ、マツボックリ、落ち葉などの身近な秋の自然に興味を持ち、遊びに取り入れて楽しむ</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学への期待や喜びを感じ、園生活を十分に楽しむ</li> <li>・一人一人が力を出し合い、話合ったり、役割を分担しながらやり遂げていく喜びを味わう</li> <li>・雪、氷、霜などの冬の自然に興味を持ち、それらを取り入れて遊んだり、動植物の様子から春の訪れに気付いたりする</li> <li>・文字や数などに関心を持ち、生活や遊びに取り入れて楽しむ</li> </ul>		
	草花を使った遊び (色水、ままごと、お店屋さん)	種まき(アサガオ、ヒマワリ) 苗植え(ブチトマト、キュウリ、ピーマン)		流れる、浮く、沈む等の現象を感じられる遊び(桶遊び、川作り、プール)		ルールのある遊び (鬼ごっこ、ドッチボール)		木の实、落ち葉を使った遊び (製作、ままごと、お店屋さん)			ルールのある遊び (カルタ、トランプ、すごろく)	
連携活動等	4/〇 どうぞよろしく ・顔合わせの会 ・いっしょに遊ぼう	5/〇 きれいにさいてね ・たねをまこう ・せわをしよう	6/〇 なつだ あそぼう ・みずであそぼう しゃぼん玉あそび どろんこあそび いろみずあそび	9/〇 いきものと なかよし ・むしをさがそう	10/〇 たのしいあきいっぱい ・あきをさがそう	11/〇 つくろうあそぼう ・おもちゃをつくろう ・みんなであそぼう ・秋のフェスティバル	1/〇 むかしからつたわる あそびやうたをたのしもう	2/〇 もうすぐ2ねんせい ・あたらしい1ねんせいを しょうたいしよう (がっこうたんけんなど)	9/〇 きれいにさいてね ・たねとりをしよう			新一年生一日体験入学
〇〇小学校 (1年生)	がっこう だいすき ・がっこうたんけん ・こういてたんけん 学校の施設や通学路の様子、学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるとともに、安全な登下校ができる。	なつだ あそぼう 身近な自然と関わり、それらを利用して遊ぶことを通して、遊びの面白さや自然の不思議さに気づき、みんなで楽しんだり、自分たちの生活を楽しくしたりする。	いきものと なかよし ・むしをさがそう ・むしとなかよしくなる 身近な生き物を探したり飼ったりして、生息環境や成長、変化などに気づき、生き物への親しみをもち、適切な世話をし、大切にすること。	たのしいあき いっぱい ・あきをさがそう ・こうえんであきをさがそう ・はっぱやみであそぼう ・みつけたあきを しょうかいしよう 校庭や公園で、身近な自然と関わり、それらを利用して遊ぶことを通して、遊びの面白さや自然の不思議さ、季節の変化に気づき、みんなで遊びを楽しんだり、自分たちの生活を楽しくしたりすることができる。	じぶんでできるよ ・できることをしよう 家庭生活を振り返り、家の人のよさや自分にできることなどを考える。	ふゆを たのしもう ・ふゆをさがそう ・ふゆのこうえんであそぼう ・そとであそぼう	もうすぐ2ねんせい ・1ねんかんをふり かえろう ・あたらしい1ねんせいをしょうたいしよう ・ありがとうわたしたちのきょうしつ 1年間の生活やできるようになったことを振り返ったり、年長児との関わりを深めたりする中で、自分自身の成長に気づき、周囲の人への感謝の気持ちと進級への期待をもつ。	きれいにさいてね ・たねをまこう ・せわをつづけよう ・せわをしよう 植物を継続的に栽培して、その変化や成長の様子に気付くと共に、植物に親しみをもち、適切な世話をし、大切にすること。	きれいにさいてね ・たねとりをしよう			
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>行事 マラソン大会</div> <div>国語 くじらぐも 音読発表</div> <div>体育 なわとび</div> <div>音楽 わらべうたを歌おう</div> </div>											
保育者・教員	園からの要領の活用・入学児童の情報	保幼小連絡会 ・入学児童についての情報交換	第1回保幼小連携活動研修会 (保育参観)	第2回保幼小連携活動研修会 (小学校授業参観)	第3回保幼小連携活動研修会 (実践交流会)	園から小学校へ、入学児童の要録提出	保幼小連携活動の打ち合わせ 年間計画の作成	【随時】 連携活動の打ち合わせ・事後の振り返り、教職員の交流(授業参観・公開保育など)	保幼小連携活動の振り返り・まとめ・来年度に向けて			
反省・評価 次年度にむけて												

記入例

保幼小連携活動年間計画「まいづるカリキュラム 015」

○ ○ 園  
○ ○ 小学校

連携協力園・校で年間を通じて連携していくための計画様式

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
<p>園名を記入してください</p> <p>○ ○ 園 (5歳児)</p>	<p>・年長児になった喜びや意識を持ち、自覚して行動しようとする</p> <p>・自分の思いや考えを言葉で伝えようとするとともに、相手の言葉や表現から、その思いや考えに気づくようになる</p> <p>・春の自然やダンゴ虫、カタツムリ、ザリガニなどの身近な動植物に興味を持ち、触れたり、世話をしたりする中で、その特徴や特性に気づく</p> <p>・戸外で十分に身体を動かして遊ぶ</p>											
連携活動等	<p>草花を使った遊び (色水、ままごと、お店屋さん)      種まき(アサガオ、ヒマワリ) 苗植え(ズチトマト、キュウリ、ピーマン)</p> <p>4/O どうぞよろしく ・藤合わせの会 ・いすに遊ぼう</p> <p>5/O きれいにさいてね ・たねをまこう    ・せわをしよう</p> <p>日付を記入してください</p> <p>連携園・校ごとに連携活動の内容を記入してください</p>											
<p>学校名を記入してください</p> <p>○ ○ 小学校 (1年生)</p>	<p>がっこう だいすき ・がっこうたんけん    ・こうていたんけん</p> <p>学校の施設や通学路の様子、学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるとともに、安全な登下校ができる。</p> <p>きれいにさいてね ・たねをまこう    ・せわをつづけよう    ・せわをしよう</p> <p>植物を継続的に栽培して、その変化や成長の様子に気付くと共に、植物に親しみを持ち、適切な世話をし、大切にします。</p> <p>生活科におけるねらい・内容、他にも連携活動ができそうな学習を記入してください</p>											
<p>保育者・教員</p>	<p>園からの要領の活用・入学児童の情報      保幼小連絡会・入学児童についての情報交換</p> <p>連携活動の打ち合わせや、保幼小連絡会、研修会等を記入してください</p> <p>保幼小連携活動の打ち合わせ年間計画の作成      【随時】連携活動の打ち合わせ・事後の振り返り、教職員の交流(授業参観・公開保育など)</p>											
<p>反省・評価 次年度にむけて</p>	<p>反省・評価は学期ごとや連携活動ごと等、まとめやすい方法で記入してください</p> <p>例1) 1学期 ・○○○○○○○○      2学期 ・○○○○○○○○      3学期 ・○○○○○○○○</p> <p>例2) 4/O どうぞよろしく ・○○○○○○○○      10/O たのしいあきいっぱい ・○○○○○○○○      1/O むかしからつたわるあそびをたのしもう ・○○○○○○○○</p>											

## (2) 子どもの育ちをつなぐ～要録の活用～

保育所・幼稚園・認定こども園においては、要録を作成し、進学先の校長に送付する（資料④参照）とあります。一人一人の子どもの育ちを小学校へ切れ目なくつなぐためには、要録を有効に活用することが必要です。

本カリキュラムでは、すべての乳幼児教育施設において小学校へ円滑に接続していくためにその様式、書き方、活用方法等について以下のように推進します。

### 【要録とは】

子どもの学籍や、指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるもの。つまり、乳幼児教育で生まれた一人一人の子どもの育ちのプロセスであり、その育ちを小学校以降へつなぐための資料でもある。

### 【評価の基本的な考え方】

- 保育を振り返り、子どもの理解を深め、一人一人のよさや可能性などを把握し、保育に活かす。
- 他の子どもと比較したり、一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではなく、園での生活を通して全体的、総合的に捉えた子どもの発達の姿を捉える。
- 内容は、次年度または、小学校へ適切に引き継ぐ。
- 保存期間は、学籍等に関する記録は20年間、その他の記録は小学校卒業までとする。

### 【書き方の留意点】

- 肯定的な視点で捉え、子どものよさや伸びてきたところ、学びの過程等を具体的な子どもの姿で伝える。
- 一人一人の発達に応じて「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を活用し、乳幼児教育で育まれた資質・能力を捉え、育ちつつある姿をわかりやすく伝える。

### 【活用方法】

- 各乳幼児教育施設から要録を小学校へ送付する。
- 5歳児の卒園式（3月20日前後から）以降、4月第1週までの期間に、送付書と受領書を添えて渡す。（郵送可 特定記録郵便等を活用する）
- 小学校は、受領後、受領書を各乳幼児教育施設に渡し、要録の内容を必ず担任が確認するようにする。
- 必要に応じて校内で共有し、入学後も子どもが安心して学校生活を送れるよう支援する。

# 要録の書き方

舞鶴市  
保育所児童保育要録 幼稚園幼児指導要録  
幼保連携型認定こども園園児指導要録  
(学籍等に関する記録)

子ども	ふりがな氏名				性別							
	平成	年	月	日								
現住所	年 月 日 生											
保護者	ふりがな氏名											
	現住所											
入園	平成	年	月	日	入園前の状況							
転入園	平成	年	月	日								
転・退園	平成	年	月	日	進学・就学先等							
修了	平成	年	月	日								
園名及び所在地	平成	年	度	平成	年	度	平成	年	度	平成	年	度
年度及び入園(転入園) ・進級時等の子どもの年齢	平成	年	度	平成	年	度	平成	年	度	平成	年	度
園長氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
園長印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印
担任氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
担任印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印
年度及び入園(転入園) ・進級時等の園児の年齢	平成	年	度	平成	年	度	平成	年	度	平成	年	度
園長氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
担任氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
担任印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印

①在籍年度、クラス名  
②整理番号がある園は記入

③子どもの氏名、生年月日、性別、住所  
④保護者の氏名、現住所

⑤入園年月日 (他園からの転入)  
転入園年月日 (他園へ転園・退園)  
修了年月日  
⑥入園前の状況：集団生活の経験等の有無  
⑦進学・就学先等の状況：転園先または小学校名

⑧園名、所在地  
⑨各年度の入園(転入園)進級時の子どもの年齢、園長の氏名及び担任の氏名を記入し、それぞれ押印(同一年度内に園長又は担任が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記)

# 要録の書き方

舞鶴市

## 保育所児童保育要録 幼稚園幼児指導要録 幼稚園幼児指導要録 （指導等に関する記録）

氏名	性別	平成 年度	平成 年度	平成 年度	年度	
					平成	年度
氏名						
平成 年度	性別	年度	年度	年度	年度	年度
	指導の重点等	(学年の重点)	(学年の重点)	(学年の重点)	(学年の重点)	(学年の重点)
		(個人の重点)	(個人の重点)	(個人の重点)	(個人の重点)	(個人の重点)
健康	健康					
人間関係	人間関係					
環境	環境					
言葉	言葉					
表現	表現					
出欠状況	出欠状況					
(3歳未満の子どもに関する記録)						
事	事	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
子	子					
の	の					
項	項					
目	目					
に	に					
関	関					
する	する					

①名前、性別

②学年の重点～年度当初に、全体的な計画や教育課程等に基づき長期の見通しとして設定したものを記入します。

③個人の重点～1年間を振り返って、その子どもへの指導（子どもへの関わりや援助、配慮等）について特に重視してきた点を記入します。

④1年間の指導の過程と遊びや生活を通して全体的、総合的に捉えた子どもの発達の様子を書きます。

◎保育指針、教育要領、教育・保育要領に示された養護に関する事項を踏まえ、また、「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点とし、各項目ごとに記入するのではなく、全体的に、総合的に捉えた子どもの発達の様子を書きましょう。

◎他の子どもとの比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではありません。

⑤出欠状況には、教育日数と出席日数を記入します（保育所は、出席状況で留意事項等あれば、特に配慮すべき事項に記入する）。

⑥特に配慮すべき事項には、子どもの健康の状況等、指導上特記すべき事項がある場合に記入します（幼稚園の預かり保育等の子どもの姿も記入する）。

⑦3歳未満の子どもに関する記録には、子どもの次の年度の指導に特に必要と考えられる育ちに関する事項や配慮事項、健康の状況等の留意事項等について記入します。

# 要録の書き方

保育所児童保育要録 幼稚園幼児指導要録 幼稚園幼児指導要録 幼稚園幼児指導要録 (最終学年の指導に関する記録)		舞鶴市	
氏名	平成 年度	学年の重点	幼児期の終わりに育ってほしい姿
氏名	平成 年度	(学生の重点)	(幼児期の終わりに育ってほしい姿) ※この要録は、保育所・幼稚園において育つ子どもが、幼児期の終わりに育ってほしい姿、幼稚園・保育所の教育・保育の目標を達成するために、保育士・教員が、子どもの成長の過程を記録し、振り返り、指導の改善に役立てるための記録である。
性別	性 別	(個人の重点)	幼児指導要録とは異なり、個人における生活の中で、発達感をもって自分自身を表現し、成長を遂げる姿を捉え、記録することになる。
健康	健康	健康な心と体	幼児指導要録とは異なり、個人における生活の中で、発達感をもって自分自身を表現し、成長を遂げる姿を捉え、記録することになる。
健康	健康	自立心	幼児指導要録とは異なり、個人における生活の中で、発達感をもって自分自身を表現し、成長を遂げる姿を捉え、記録することになる。
健康	健康	協同性	幼児指導要録とは異なり、個人における生活の中で、発達感をもって自分自身を表現し、成長を遂げる姿を捉え、記録することになる。
健康	健康	道徳性・規範意識の芽生え	幼児指導要録とは異なり、個人における生活の中で、発達感をもって自分自身を表現し、成長を遂げる姿を捉え、記録することになる。
健康	健康	社会生活との関わり	幼児指導要録とは異なり、個人における生活の中で、発達感をもって自分自身を表現し、成長を遂げる姿を捉え、記録することになる。
健康	健康	思考力の芽生え	幼児指導要録とは異なり、個人における生活の中で、発達感をもって自分自身を表現し、成長を遂げる姿を捉え、記録することになる。
健康	健康	自然との関わり・生命尊重	幼児指導要録とは異なり、個人における生活の中で、発達感をもって自分自身を表現し、成長を遂げる姿を捉え、記録することになる。
健康	健康	数算や図形・図識や文字などへの関心・感覚	幼児指導要録とは異なり、個人における生活の中で、発達感をもって自分自身を表現し、成長を遂げる姿を捉え、記録することになる。
健康	健康	言葉による伝え合い	幼児指導要録とは異なり、個人における生活の中で、発達感をもって自分自身を表現し、成長を遂げる姿を捉え、記録することになる。
健康	健康	豊かな感性と表現	幼児指導要録とは異なり、個人における生活の中で、発達感をもって自分自身を表現し、成長を遂げる姿を捉え、記録することになる。

- ①名前、性別
- ②学年の重点～年度当初に、教育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入します。
- ③個人の重点～1年間を振り返って、その子どもへの指導（子どもへの関わりや援助、配慮等）について特に重視してきた点を記入します。

- ④最終年度の記入にあたっては、小学校等における児童の指導に生かされるよう、保育指針、教育要領、教育・保育要領に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用し、子どもに育ちつある姿をわかりやすく記入します。
- ◎「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は到達すべき目標ではなく、項目別に子どもの育ちつつある姿を記入するものでもなく、全体的、総合的に捉えて記入します。

- ⑤出欠状況には、教育日数と出席日数を記入します（保育所は、出席状況で留意する事項等があれば、特に配慮すべき事項に記入する）。
- ⑥特に配慮すべき事項には、子どもの健康の状況等、指導上特記すべき事項がある場合に記入します。

### (3) 支援の必要な子どもの育ちをつなぐ～個別の支援計画等の活用～

現在、保育所・幼稚園・認定こども園においては、支援の必要な子どもが安心して過ごせるよう、個別の支援計画等（個別の指導計画や教育支援計画と同様）を立て、個々の発達やニーズに合わせた支援を行っています。支援の必要な子どもを含め子ども同士が集団の中で一緒に過ごすことは、多様な人や価値観にふれる貴重な機会にもなります。それぞれの個性が尊重され、支援の必要な子どもだけでなく、どの子どもも集団の一人として必要な存在であることが認められるような集団をつくることも大切です。まさに、インクルーシブな教育（保育）を実践しています。

#### ◎インクルーシブ教育とは(障害者の権利に関する条約 第24条 教育)参照 資料⑤参照

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させること、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されることなく、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられる教育システムである。その際は、個人に必要な「合理的配慮」※が提供される。

※合理的配慮とは、

一人一人の障がいや教育的・発達のニーズに応じて、必要な変更や調整を行うことであり、個別の支援計画等に明記するとされている。

また、保育所・幼稚園・認定こども園には、子どもの発達に関わる専門職（臨床心理士、作業療法士、保健師等）が巡回し、支援方法や支援員の配置について助言する「にじいろ個別支援システム」も実施しています。合わせて、保育者・教員等への研修も実施しており、支援スキルの充実を図りつつ、研修を通じて発達（特別）支援コーディネーター同士が顔の見える関係を築いていくことも大切にしています。

また、各園・校の発達（特別）支援コーディネーターを中心に、関係機関との連携や園内で支援方法等の共有を図ることも大切です。こうした乳幼児教育施設での子どもの育ちや個々に応じた支援方法を就学先へつなぐことは、さらに重要です。安心して学校生活を送れるよう、個別の支援計画等を引き継ぎ、切れ目のない支援を行う必要があります。

それと同時に、発達支援ファイル等も効果的に活用しながら、保護者と共に小学校へつないでいくことも大切です。

#### ※発達支援ファイルとは

子どものライフステージに応じた発達等の状況(子どもの成長過程、医療等、検査、健診、療育、保育、教育等)を保護者と関係機関が記録し、共有することで、さらに連携を深め、情報の面から子どもを支えていこうとするものである。合理的配慮が必要な場合、発達支援ファイルの情報が有効とされている。

#### 【個別の支援計画等の取り扱い】

- 保護者の了解を得て、個別支援計画等の写し（在園期間中のもの）を小学校へ送付する。
- 小学校では、個別の支援計画等の内容をもとに園での支援方法を参考にしながら、安心して学校生活を送れるように支援する。また、小学校の個別の指導計画等の作成にも活かす。



## 8 資料

### P 2 1 保幼小中接続カリキュラム策定の趣旨・概要（1）国の動向

#### 資料①

【保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領】より参照  
保育所・幼稚園・認定こども園においては、生きる力の基礎を育むため、保育指針、教育要領、教育・保育要領の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

ア 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」

イ 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」

ウ 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

以上の資質・能力は、指針・要領に示す「ねらい及び内容」に基づく活動全体によって育むものである。

次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、保育指針、教育要領、教育・保育要領に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの就学前の具体的な姿であり、保育者が指導を行う際に考慮するものである。

#### (1) 健康な心と体

園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

#### (2) 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

#### (3) 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

#### (4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

#### (5) 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

#### (6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

#### (7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。

#### (8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

#### (9) 言葉による伝え合い

保育者や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

## 8 資料

### (10) 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

#### P 3 1 保幼小中接続カリキュラム策定の趣旨・概要 (1) 国の動向

##### 資料②

#### 【小学校学習指導要領】(2020年4月施行)

##### 第1章 総則 第2 教育課程の編成 4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

(1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

#### P 60 8 確かな連携のために

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園と小学校の連携活動の充実

##### 資料③

#### 【保育所保育指針】(2018年4月施行)

##### 第2章 保育の内容 4 保育の実施に関して留意すべき事項

##### (2) 小学校との連携

ア 保育所においては、保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

イ 保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、第1章の4の(2)に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。

#### 【幼稚園教育要領】(2018年4月施行)

##### 第1章 総則 第3 教育課程の役割と編成等

##### 5 小学校教育との接続に当たっての留意事項

(1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。

(2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

##### 第1章 総則 第6 幼稚園運営上の留意点

3 地域や幼稚園の実態等により、幼稚園間に加え、保育所、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るものとする。特に、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼稚園の幼児と小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるようにするものとする。また、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとする。

## 8 資料

【幼保連携型認定こども園教育・保育要領】(2019年4月施行)

第1章 総則 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等

1 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成等

(5) 小学校教育との接続に当たっての留意事項

ア 幼保連携型認定こども園においては、その教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。

イ 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼保連携型認定こども園における教育及び保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

2 指導計画の作成と園児理解に基づいた評価

(3) 指導計画の作成上の留意事項

サ 地域や幼保連携型認定こども園の実態等により、幼保連携型認定こども園間に加え、幼稚園、保育所等の保育施設、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るものとする。特に、小学校教育との円滑な接続のため、幼保連携型認定こども園の園児と小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるようにするものとする。また、障害のある園児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとする。

【小学校学習指導要領】(2020年4月施行)

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

P 63 8 確かな連携のために (2) 子どもの育ちをつなぐ～要録の活用～

資料④

【保育所保育指針】(2018年4月施行)

第2章 保育の内容 4 保育の実施に関して留意すべき事項

(2) 小学校との連携

ウ 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。

【学校教育法施行規則】より

第二十四条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

※指導要録の作成、送付及び保存については、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第24条及び第28条の規定によること。なお、同施行規則第24条第2項により小学校等の進学先に指導要録の抄本又は写しを送付しなければならないことに留意すること。

※園児指導要録の作成、送付及び保存については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「認定こども園法施行規則」という。)第30条並びに認定こども園法施行規則第26条の規定により準用する学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第28条1項及び第2項前段の規定によること。なお、認定こども園法施行規則第30条2項により小学校等の進学先に園児指導要録の抄本又は写しを送付しなければならないことに留意すること。

【幼稚園教育要領】(2018年4月施行)

第1章 総則 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

4 幼児理解に基づいた評価の実施

幼児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

## 8 資料

(1) 指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。

(2) 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。

【幼保連携型認定こども園教育・保育要領】(2019年4月施行)

第1章 総則 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等

2 指導計画の作成と園児理解に基づいた評価

(4) 園児理解に基づいた評価の実施

園児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導の過程を振り返りながら園児の理解を進め、園児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の園児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。

イ 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。

P67 8 確かな連携のために (3) 支援の必要な子どもの育ちをつなぐ

資料⑤

【障害者の権利に関する条約】(2012年 批准)

第24条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

(a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。

(b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。

(c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。

(d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。

(e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること

第2条 定義

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

【障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律】(2016年4月施行)

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置より行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

## 9 各種様式

様式		保幼小連携活動年間計画「まいつるカリキュラム 015」																
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
〇〇園 (5歳児)	〇〇園 〇〇小学校																	
連携活動など																		
〇〇小学校 (1年生)																		
発着者・教員																		
反省・評価 次年度にむけて																		

## 9 各種様式

### 要録 様式

舞鶴市									
保育所児童保育要録      幼稚園幼児指導要録 幼保連携型認定こども園園児指導要録 (学籍等に関する記録)									
		年度		平成	年度	平成	年度	平成	年度
区分				平成	年度	平成	年度	平成	年度
クラス名									
整理番号									
子ども	ふりがな 氏名						性別		
		平成	年	月	日生				
	現住所								
保護者	ふりがな 氏名								
	現住所								
入園	平成	年	月	日	入園前の				
転入園	平成	年	月	日	状 況				
転・退園	平成	年	月	日	進学・ 就学先等				
修了	平成	年	月	日					
園名 及び所在地									
年度及び入園(転入園) ・進級時等の園児の年齢		平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度
		歳	か月	歳	か月	歳	か月	歳	か月
園長 氏名 印									
担任 氏名 印									
年度及び入園(転入園) ・進級時等の子どもの年齢		平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度
		歳	か月	歳	か月	歳	か月	歳	か月
園長 氏名 印									
担任 氏名 印									

## 9 各種様式

舞鶴市

### 保育所児童保育要録 幼稚園幼児指導要録 幼保連携型認定こども園園児指導要録 (指導等に関する記録)

ふりがな	性別	平成 年度	平成 年度	平成 年度
氏名		(学年の重点)	(学年の重点)	(学年の重点)
		(個人の重点)	(個人の重点)	(個人の重点)
平成 年 月 日生				
ねらい (発達を捉える視点)				
健康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。			
	自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。			
人間関係	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。			
	幼保連携型認定こども園の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。			
環境	身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。			
	社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。			
言葉	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。			
	身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたり、それを生活に取り入れようとする。			
表現	身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。			
	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。			
出欠状況	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。			
	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育教諭等や友達と心を通わせる。			
年度	年度	年度	年度	年度
教育日数				
出席日数				
		(特に配慮すべき事項)	(特に配慮すべき事項)	(特に配慮すべき事項)

**【3歳未満の子どもに関する記録】**

事項	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
子どもの育ちに関する				

9 各種様式

舞鶴市

保育所児童保育要録 幼稚園幼児指導要録  
 幼保連携型認定こども園園児指導要録  
 (最終学年の指導に関する記録)

ふりがな		平成 年度	
氏名	平成 年 月 日生	指導の重点等 (学年の重点)	幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領第2章に示すねらい及び内容に基づいて、各園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力が育まれている園児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿である。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、とりわけ園児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特徴に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての園児に同じように見られるものではないことに留意すること。
	ねらい (発達を捉える視点)		
性別		(個人の重点)	自立心 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならぬことを自覚し、自分の力で行動できるように考えたり、工夫したりしながら、諦めずやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
健康	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。		協同性 友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
人間関係	幼保連携型認定こども園の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。		道徳性・規範意識の芽生え 友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつつたり、守ったりするようになる。
環境	身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさや喜び、愛情や信頼感をもち、社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。		社会生活との関わり 家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えたり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼保連携型認定こども園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
言葉	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。		思考力の芽生え 身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感知したり、気付いたり、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
表現	身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたり、それを生活に取り入れようとする。		自然との関わり・生命尊重 自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを学んで関わるようになる。
表	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさや喜びを味わう。		数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
言葉	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。		言葉による伝え合い 保育教諭等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
表	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する関心を豊かにし、保育教諭等や友達と心を通わせる。		豊かな感性と表現 心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。
表現	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。		
表現	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。		
表現	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。	(特に配慮すべき事項)	
出欠状況	年度		
教育日数			
出席日数			



## 保幼小中接続カリキュラム策定会議 委員名簿

	所 属	役職等	氏 名
学識経験者	兵庫教育大学大学院	教授	溝 邊 和 成 (会長)
私立保育所	永福保育園	園長	森 宏 昭
私立保育所	岡田保育園	園長	北 川 三和子
私立保育所	東山保育園	主任	堀 江 智 美
私立保育所	昭光保育園	保育士	山 下 里 英 (平成30年度)
私立保育所	さくら保育園	保育士	山 本 倫 子 (平成28、29年度)
私立幼稚園	朝来幼稚園	園長	畠 中 好 野
私立幼稚園	三鶴幼稚園	園長	岩 江 吾 郎
私立幼稚園	池内幼稚園	幼稚園教諭	間屋口 知 子 (平成29、30年度)
私立幼稚園	シオン幼稚園	幼稚園教諭	四 方 真也子 (平成30年度)
私立幼稚園	倉梯幼稚園	幼稚園教諭	廣 谷 奈 美 (平成29年度)
私立幼稚園	橋幼稚園	幼稚園教諭	松 本 多恵子 (平成28年度)
私立幼稚園	ひばり幼稚園	幼稚園教諭	佐 藤 みのり (平成28年度)
公立保育所	中保育所	所長	緒 方 睦 子
公立保育所	西乳児保育所 (中保育所)	保育士	藤 村 万 紀
公立幼稚園	舞鶴幼稚園	園長	棕 本 有加里
小学校	三笠小学校	校長	小 島 みどり (平成30年度)
小学校	朝来小学校	校長	寺 澤 直 子 (平成29年度)
小学校	由良川小学校	校長	岡 本 明 生 (平成28年度)
小学校	中筋小学校	主幹教諭	岡 本 恵理子 (平成30年度)
小学校	倉梯小学校 (高野小学校)	教諭	井ノ口 美津子 (平成28、29年度)
小学校	倉梯小学校	教諭	池 田 千 尋 (平成29、30年度)
小学校	吉原小学校	教諭	高 峰 真 実 (平成28年度)
中学校	城南中学校	校長	堺 谷 正 人 (平成29、30年度)
中学校	城南中学校	教諭	土 井 将 人 (平成30年度)
中学校	城南中学校	教諭	衣 川 昌 宏 (平成29年度)

## 保幼小中接続カリキュラム策定の経過

平成28年度	10月	保幼小接続カリキュラム策定会議 設置	
	〃	第1回策定会議	現状・課題について意見交換
	12月	第2回策定会議	接続カリキュラムのイメージについて共有
	2月	第3回策定会議	文部科学省視学官講演
平成29年度	5月	第1回策定会議 (事例収集)	接続カリキュラムのイメージについて共有・ 意見交換
	7月	第2回策定会議 (事例収集)	0～5歳まで子どもの姿の事例を検討
	10月	第3回策定会議 (事例収集)	連携活動の事例を検討
	1月	第4回策定会議	小・中学校の事例を検討
平成30年度	6月	第1回策定会議 (事例収集)	事例検討、事例に関連するねらい、内容等について検討
	7月	第2回策定会議 (事例収集)	事例検討、事例に関連するねらい、内容等について検討 「様々な連携」(保育、指導要録、発達支援：個別支援計画の取り扱い等) 現状、課題について意見交換
	10月	第3回策定会議	事例検討、事例に関連するねらい、内容等について検討 カリキュラム(案) 提案を検討
	12月	第4回策定会議	事例検討 カリキュラム(案) について意見交換
	2月	保幼小中連携研修会	「まいつるカリキュラム015の意義とこれから」について講義

### 【事例協力園・校】

岡田保育園 さくら保育園 東山保育園 八雲保育園 中保育所 西乳児保育所  
池内幼稚園 朝来幼稚園 倉梯幼稚園 三鶴幼稚園 舞鶴幼稚園  
朝来小学校 池内小学校 岡田小学校 倉梯小学校 新舞鶴小学校 中舞鶴小学校  
三笠小学校 明倫小学校 由良川小学校  
若浦中学校 (※50音順)

### 【参考文献 等】

厚生労働省 (2018) 『保育所保育指針解説』 フレーベル館  
文部科学省 (2018) 『幼稚園教育要領解説』 フレーベル館  
内閣府 (2018) 『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』 フレーベル館  
無藤隆・汐見稔幸・砂上史子 (2017) 『ここがポイント3 法令ガイドブック』 フレーベル館  
宮里明美 編著 (2018) 『保育がグングンおもしろくなる記録・要録書き方ガイド』 メイト  
平成29年度 幼児教育指導者養成研修 資料  
福井県幼児教育支援センター 『学びをつなぐ希望のバトンカリキュラム～学びに向かう力を  
はぐくむ～』

## 保幼小中接続カリキュラム策定会議 事務局

舞鶴市	健康・子ども部	幼稚園・保育所課
舞鶴市	教育委員会	学校教育課
		教育企画課